

山梨県公報

第千四百七十六号

平成十六年

五月十七日

月 曜 日

目次

道路の供用開始	三四五
都市計画事業の事業計画の変更認可	三四五
建築基準法に基づく道路位置指定	三四五
正 誤	三四五
平成十六年三月三十一日付け号外第十八号中	三四五

告 示

山梨県告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年六月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	光子沢大野線	南巨摩郡身延町大字清子字河原二四三六番の一地从先から南巨摩郡身延町大字清子字河原二四五〇番地先まで	一一九・〇	平成十六年五月二十日

山梨県告示第百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年五月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
鵜沢町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
増穂及び市川大門都市計画下水道事業鵜沢町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成三年三月四日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
平成十五年山梨県告示第百四十三号の事業地に南巨摩郡鵜沢町大字駅前通二丁目字沢ノ戸の一部を加え、大字駅前通二丁目字沢尻、字西田、字前田及び字淵尻の上において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分
なし

山梨県告示第百四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
東山梨郡春日居町加茂字竹ノ内一番一
- 二 道路の幅員
六・〇メートル
- 三 道路の延長
四六・〇メートル

正 誤

ページ	段	行	誤	正

